

記入例

監護相当・生計費の負担についての確認書

(宛先) 飯能市
私は、以下に
当・生計費の
申立てが真正
注) 18歳に達する

この確認書は、「児童の兄姉等」と「手当の対象年齢の児童」の合計人数が3人以上になるときに提出が必要です。
提出が必要な方は、「児童の兄姉等」(令和6年度は、平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子ども)についてのみ記入してください。
合計人数が2人以下の場合は、この確認書の提出は不要です。

「監護相

就業している場合は
「その他」に○をつけて
ください。

1	ふりがな 氏名	生年月日	職業等 (い	住所			
	はんのう まなぶ 飯能 学	平成 令和 14・4・2	学生 ・ 無職 ・ その他	埼玉県飯能市大字双柳1ー1			
	個人番号	続柄	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	子	〇〇大学	令和 7 年 3 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()		1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()
2	ふりがな 氏名	生年月日	職業等 (いずれかに○) ※	【監護相当】 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をいいます。 【生計費の負担】 父母等がその子の日常生活の全部及び一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができない場合をいいます。			
		平成 令和 ・ ・	学生 ・ 無職 ・ その他				
	個人番号	続柄	通学先 (学生の場合のみ)				
3	ふりがな 氏名	生年月日	職業等 (いずれかに○) ※	住所			
		平成 令和 ・ ・	学生 ・ 無職 ・ その他				
	個人番号	続柄	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)
				令和 年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()		1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()

※学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。裏面の注意をよく読んでから記入してください。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 9 月 2 日 記入日を記入してください。

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 埼玉県飯能市大字双柳1ー1

氏名 飯能 太郎 受給者名を記入してください。

[注意]
本確認書は、以下のア・イ・ウのすべてに該当する場合、または、現在、児童手当を受給中で、18歳年度末以降22歳年度末までの子があり、高校生年代以下の児童と合わせて3人以上養育している場合に、ご提出ください。

ア.同封の「認定請求書」の⑩「児童の兄姉等」と⑪「児童」の合計人数が3人以上である
イ.同封の「認定請求書」の⑩「児童の兄姉等」の「◎監護相当の有無」が「有」である
ウ.同封の「認定請求書」の⑩「児童の兄姉等」の「◎生計費負担の有無」が「有」である

※「児童の兄姉等」とは
18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。令和6年度の場合は、平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。

<注意>

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄姉等について記入の上、提出してください。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性自立支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。